

# ひろげよう、 美しいまちづくりの輪

—— 先人のこころを未来へ ——



滋賀県

# はじめに

## \* 湖国の風景は、今……

わたしたちのふるさと滋賀は、美しい自然と歴史と人々の生活がひとつになって、うるおいのある湖国の風景が形づくられてきました。しかし、時の移り変わりとともにその姿もしだいに変貌し、必ずしも自慢できる面ばかりではなくなってきました。

## \* 風景は地域文化のあらわれ

風景は、地域の文化をうつし、人々の心に大きな影響を与えます。わたしたちに心のよりどころと安らぎを与えてくれる美しいふるさとの風景は、滋賀の人々が昔から守り育て、伝えてきてくれたわたしたちの大切な財産であるとともに、未来からのあずかりものです。

## \*みんなのちからで

湖国の風景を守り育てるため、わたしたちは、美しい県土づくりの輪をひろげ、県、県民、事業者がひとつになってふるさと滋賀を親しみと愛着、そして誇りを持てるものとし、これを次代の人々に引きついでいくため、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」を昭和60年7月からスタートさせました。

県全体の風景をよりよくしていくためには、みなさんの自主的で活発なまちづくり活動が必要なことから、この条例では、自治会や町内会などで、建物の形や色の調和、敷地の緑化などについてお互いにとりきめを結ぶことができる協定制度を設け、みなさんのまちづくり活動をすすめやすくして、人と人との心のふれあいのなかで、あたたかいふるさとづくりをすすめていただけるようにしています。

この事例集は、風景条例に基づく「近隣景観形成協定」を締結し、地域ぐるみでまちづくりに取り組んでおられる地区を紹介したもので、美しいまちづくりを進めようとされている県民のみなさんに、少しでもお役に立てるようにと作成したものです。

平成22年3月

# 目次

近隣景観形成協定について	1
協定事例の紹介	
認定番号	
① 雨森区 (長浜市)	2
② 市ヶ原 (東近江市)	2
③ 野良田町 (彦根市)	3
④ 桜ヶ丘町 (草津市)	3
⑤ 八町区 (豊郷町)	4
⑥ 彦根銀座商店街 (彦根市)	4
⑦ 今町 (長浜市)	5
⑧ 八幡堀 (近江八幡市)	5
⑨ 豊満区 (愛荘町)	6
⑩ 今川町 (長浜市)	6
⑪ 伊香立生津町 (大津市)	7
⑫ 浅小井町 (近江八幡市)	7
⑬ 繁栄会 (近江八幡市)	8
⑭ 北国街道町衆の会 (長浜市)	8
⑮ 大中町 (近江八幡市)	9
⑯ 長田町 (近江八幡市)	9
⑰ 下八木区 (長浜市)	10
⑱ 金剛寺町 (近江八幡市)	10
⑲ 池田本町 (近江八幡市)	11
⑳ 長福寺町 (近江八幡市)	11
㉑ 鮎河東野区 (甲賀市)	12
㉒ 巡礼街道商店街 (彦根市)	12
㉓ 元浜町 (長浜市)	13
㉔ 集福寺地区 (長浜市)	13
㉕ 南浜地区 (長浜市)	14
㉖ 東寺地区 (湖南市)	14
㉗ はちまんチャペル通り地区 (近江八幡市)	15
㉘ 益田区 (長浜市)	15
㉙ 野田町 (近江八幡市)	16
㊀ 北津田町 (近江八幡市)	16
㊁ 加茂町 (近江八幡市)	17
㊂ 今浜町 (守山市)	17
㊃ 牧町 (近江八幡市)	18
㊄ 尼子区 (甲良町)	18
㊅ 北中小路区 (栗東市)	19
㊆ 池寺区 (甲良町)	19
㊇ 川島地区 (高島市)	20
㊈ 中屋地区 (近江八幡市)	20
㊉ 黒山地区 (長浜市)	21
㊊ 海老江地区 (長浜市)	21
㊋ 春照地区 (米原市)	22
㊌ 大宮町 (草津市)	22
㊍ 笠原地区 (守山市)	23
㊎ 馬淵町岩倉地区 (近江八幡市)	23
㊏ 南後谷地区 (米原市)	24
㊐ 多賀地区 (米原市)	24
㊑ 十里地区 (栗東市)	25
㊒ 倉橋部町 (近江八幡市)	25

㊓ 大中区 (近江八幡市)	26
㊔ 山門地区 (長浜市)	26
㊕ 金屋総自治会 (東近江市)	27
㊖ 吉川地区 (野洲市)	27
㊗ 川合寺自治会 (東近江市)	28
㊘ 東老蘇地区 (近江八幡市)	28
㊙ 安治地区 (野洲市)	29
㊚ 小比江地区 (野洲市)	29
㊛ 東阿閉区 (長浜市)	30
㊜ 下之郷区 (甲良町)	30
㊝ 三津屋自治会 (東近江市)	31
㊞ 大清水地区 (米原市)	31
㊟ 志那町吉田地区 (草津市)	32
㊠ 西河原地区 (野洲市)	32
㊡ 虫生地区 (野洲市)	33
㊢ 比留田地区 (野洲市)	33
㊣ 小脇町今里自治会 (東近江市)	34
㊤ 柴原南町自治会 (東近江市)	34
㊥ 中山道守山宿 (守山市)	35
㊦ 木部地区 (野洲市)	35
㊧ 吉地区 (野洲市)	36
㊨ 在士地区 (甲良町)	36
㊩ 渡岸寺区 (長浜市)	37
㊪ 正楽寺地区 (甲良町)	37
㊫ 池田町自治会 (東近江市)	38
㊬ 菖蒲地区 (野洲市)	38
㊭ 大久保地区 (米原市)	39
㊮ 神前西町、宮町、金屋町地区 (長浜市)	39
㊯ 中小森町地区 (近江八幡市)	40
㊰ 北落区 (甲良町)	40
㊱ 堤地区 (野洲市)	41
㊲ 川相地区 (多賀町)	41
㊳ 小川原地区 (甲良町)	42
㊴ 海津1区 (高島市)	42
㊵ 海津2区 (高島市)	43
㊶ 海津3区 (高島市)	43
㊷ 西浜区 (高島市)	44
㊸ 地内区 (高島市)	44
協定認定地区位置図	45
景観づくり草の根のつどいについて	48
資料1 地域の特性を生かした協定事例	
「博物館通り」	
住みよい美しい町づくり協定	49
思いやりのある湧上の郷づくり協定	50
志那町吉田の藤を守り育てる協定	51
資料2 関係条文	
ふるさと滋賀の風景を 守り育てる条例(抜粋)	52
ふるさと滋賀の風景を 守り育てる条例施行規則(抜粋)	53

# 心なごむふるさとの風景のために。

## 近隣景観形成協定

### まちづくりは、あなたの手から

ふるさと滋賀の風景を守り育てていくためには、県民のみなさんとともに美しい県土づくりの輪をひろげていくことが大切です。

風景条例では、美しいまちづくりに対する、みなさんの自主的で活発な活動をささえ、促進するため、近隣景観形成協定の制度を設けています。

### 協定で美しいまちなみを

近隣景観形成協定の制度は、みなさんが自治会や町内会などを単位として、建物の形態、意匠、色彩や緑化など、地域の風景を守り育てていくうえで大切なことならについてのとりきめをお互いに結んでいただき、相互に協力して美しいまちづくりをすすめていただくとするものです。

このようなまちづくりの協定を結ぶときは、次の事項について定めるものとしています。

- (1) 協定の名称、目的およびその対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物または工作物の形態、意匠、色彩等の調和、緑化、樹木等の保全等景観形成に関し必要な事項
- (3) 協定の有効期間に関する事項
- (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項

### すぐれた内容の協定を認定し、公表します

結ばれた協定が、次にかかげる内容を満たしており、その地域の風景を守り育てるうえで役立つ内容のものであるときには、知事は、市町長の推せんにより、近隣景観形成協定として認定し、協定を結んだ人々の努力をたたえるとともに、その協定を多くの人に知っていただくため、協定の内容を発表（公表）することとしています。

- (1) 自治会、町内会等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象として締結されていること。
- (2) 協定に係る区域内の土地または建築物等を所有し、または管理する者の3分の2以上の合意により締結されていること。
- (3) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和、緑化および樹木等の維持管理その他の保全に関する事項が定められていること。
- (4) 協定の有効期間が5年以上であること。

### 美しいまちづくりへの援助

近隣景観形成協定の認定を受けた地域で、協定の関係者が美しいまちづくりのために行う事業について、県は市町と共に援助をしています。